

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第50号）（総務局国際化推進室）

京都市国際交流会館（以下「会館」といいます。）において地域の国際化に資する情報の収集及び提供等の事業を行うことを明確にするとともに、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」といいます。）に会館の管理を行わせ、及び会館の利用に係る料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第50号

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例

京都市国際交流会館条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第1号の次に次の5号を加える。

- (2) 地域の国際化に資する情報の収集及び提供
- (3) 地域の国際化に関する相談
- (4) 地域の国際化に資する講座及び研修
- (5) 地域の国際化に資する調査及び研究
- (6) 外国人と市民の交流に関する活動を行う団体との連携

第12条を削る。

第11条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に、「又は使用」を「又は利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「別表に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第6条第3項を削り、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に、「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 会館の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 会館の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考2中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を

「利用料金の上限額」に改め、同備考3中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考4中「使用時間」を「利用時間」に、「の使用料」を「の利用料金の上限額」に、「掲げる使用料」を「掲げる額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市国際交流会館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市国際交流会館の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の京都市国際交流会館条例（以下「改正後の条例」という。）第7条から第9条までの規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第5条の規定による許可の申請を行ったもの及び自動車を退場させたものについて適用し、同日前にこの条例による改正前の京都市国際交流会館条例（以下「改正前の条例」という。）第4条の規定による許可の申請を行ったもの及び自動車を退場させたものについては、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

5 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条	第5条
第9条第1項	第10条第1項

(総務局国際化推進室)